

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年8月22日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

1 通知すべき書面 一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）に伴う収用事件に係る審理開始通知書

2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	千葉 誠一

3 使用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市舞川字前谷起	80番1	田	530m ²	530.30m ²	530.30m ²	田	別図に緑色で表示する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、令和5年9月12日をもって通知があったものとみなされます。